

株主の皆様へ

東京都渋谷区渋谷1丁目4番13号
キューピー株式会社
代表取締役社長 鈴木 豊

第94回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第94回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、平成19年2月22日（木曜日）午後5時45分までに到着するよう折り返しお送り下さいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 平成19年2月23日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区芝公園4丁目8番1号
東京プリンスホテル パークタワー 地下2階 コンベンションホール
（昨年とは会場が異なりますので、お間違えのないようご注意願います。末尾の会場ご案内図をご参照下さい。なお、満席の際には他の会場へご案内させていただきますので、予めご了承願います。）

3. 会議の目的事項 報告事項

1. 第94期（平成17年12月1日から平成18年11月30日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第94期（平成17年12月1日から平成18年11月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役14名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 退任監査役に対する慰労金贈呈の件
- 第6号議案 役員賞与支給の件

4. 招集にあたっての決定事項

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承下さい。

以 上

-
- ・例年開会間際は受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。
(午前9時受付開始)
 - ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。
 - ・株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.kewpie.co.jp/>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成17年12月1日から
平成18年11月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益の改善から景気は回復を続けたものの、個人の所得や消費の伸びが緩やかにとどまるなど、好況感の薄い状況で推移いたしました。

このような中、当社グループの売上高は4,560億67百万円と前期比10億60百万円(0.2%)の増収となりました。

利益面では、鶏卵相場の変動への対応力を高めたことや、野菜とサラダ事業のメニュー提案力の強化などが寄与し、営業利益が141億59百万円と前期比13億29百万円(10.4%)、経常利益は142億62百万円と前期比14億33百万円(11.2%)、当期純利益は60億71百万円と前期比6億6百万円(11.1%)の増益となりました。

事業活動以外では、5月開催の取締役会で決議した内部統制システムに基づき、コンプライアンスやリスクマネジメントに関する体制の整備を進めました。

事業の種類別セグメントの概況は、以下のとおりであります。

<食品事業>

食品業界においては、ポジティブリスト制度(農薬の残留を原則禁止し、残留を認める農薬およびその基準を定める制度)の導入など安全・安心への取組み、健康意識の高まりや少子高齢化への対応がますます重視される中、機能性などで差別化を図る動きが顕著となりました。

このような状況の中、当社グループは食品の各事業において独自の技術を活用した高付加価値商品の育成と拡充に注力するとともに、主力のサラダ調味料では各種キャンペーンの実施や旬の素材にあわせたメニュー提案などの購買促進活動を推進し、需要の喚起に努めました。

購買面では、鶏卵価格および食油価格はともに落ち着きを見せました。

それらの結果、食品事業の売上高は、主にタマゴ事業における鶏卵価格の安定の影響から、前期に比べ11億93百万円(△0.3%)減の3,665億81百万円となりました。営業利益につきましては、166億61百万円と前期比23億4百万円(16.0%)の増益となりました。

食品事業における商品分類別の業績は、次のとおりであります。

①マヨネーズ・ドレッシング

健康志向に沿った特定保健用食品のマヨネーズタイプ「ディフェ」、ノンオイルドレッシングや低カロリードレッシング、おいしさを究めた「深煎りごまドレッシング」や「テイスティドレッシング」シリーズに加え、業務用と連動しメニュー提案に努めた「コブサラダドレッシング」や「シーザーサラダドレッシング」などが伸長し、売上高は1,173億63百万円と前期比21億52百万円（1.9%）の増収となりました。

②フルーツ加工・調理食品

積極的な広告宣伝を展開した「あえるパスタソース」シリーズ、本格的な味が手軽に楽しめるパスタソース「イタリアンテ」や「オイルソース」、ミネラルウォーターなどが好調に推移しましたが、売上高はほぼ前期並みの502億42百万円となりました。

③タマゴ

独自の技術をいかしたスクランブルエッグや厚焼卵などの加工品が好調だったものの、鶏卵価格が安定した影響で相場連動価格の素材品の売上げが減少し、売上高は前期に比べ43億78百万円（△4.9%）減の858億19百万円となりました。

④ヘルスケア

介護を受ける方や医療施設などからのご要望をとりいれた介護食が売上げを伸ばしたものの、製薬向け設備やソフトバッグタイプの流動食が前期を下回り、売上高は前期に比べ16億93百万円（△11.3%）減の132億59百万円となりました。

⑤野菜とサラダ

取扱店の拡大とともに新メニューの提案を行ったカット野菜、お客様のご要望をいかして品揃えを広げたサラダなどが拡大し、売上高は998億96百万円と前期比27億41百万円（2.8%）の増収となりました。

<物流事業>

食品物流業界においては、燃料価格が一段と上昇する中、同業他社との受託価格競争や食品の低価格化の継続による収受料金の低下など厳しい経営環境が続きました。

このような情勢の下、当社グループの物流事業は、小売業者向け物流センターの受託範囲を拡大したほか、採算性向上の提案に注力したアセット型サードパーティーロジスティクス（お客様の物流ニーズに応えた最適物流システムの提供）が堅調に推移しました。

それらの結果、物流事業の売上高は894億85百万円と前期比22億52百万円（2.6%）の増収となりましたが、営業利益につきましては、燃料仕入単価の上昇および新規業務の立上げ費用の増加などにより、前期に比べ7億5百万円（△17.5%）減の33億16百万円となりました。

項 目	期 別	第 93 期 (平成16年12月1日から 平成17年11月30日まで)	第 94 期 (平成17年12月1日から 平成18年11月30日まで)	前期比増減額	前期比増減率
食 品 事 業		367,774 ^{百万円}	366,581 ^{百万円}	△1,193 ^{百万円}	△ 0.3 %
マヨネーズ・ドレッシング		115,211	117,363	2,152	1.9
フルーツ加工・調理食品		50,256	50,242	△ 14	△ 0.0
タ マ ゴ		90,197	85,819	△4,378	△ 4.9
ヘルスケア		14,952	13,259	△1,693	△11.3
野菜とサラダ		97,155	99,896	2,741	2.8
物 流 事 業		87,233	89,485	2,252	2.6
合 計		455,007	456,067	1,060	0.2

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は153億16百万円であります。

食品事業における設備投資の総額は126億13百万円であり、その主なものは富士吉田工場の新設（当社）であります。

物流事業における設備投資の総額は26億54百万円であり、その主なものは営業所の新設（株式会社キューソー流通システム）であります。

(3) 資金調達の状況

食品事業においては、特に記載すべき事項はありません。

物流事業においては、株式会社キューソー流通システムが運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と総額60億円のコミットメントライン（特定融資枠）契約を締結しております。

(4) 中長期的な経営戦略および対処すべき課題

当社グループは、平成18年12月1日から平成21年11月30日までの3年間を対象とする中期経営計画を策定しております。この中期経営計画では、「利益体質の強化と成長分野へのシフト」を基本戦略に定めております。この基本戦略にグループが連携して取り組むことにより、企業価値の一層の向上に努めてまいります。

① 中期経営計画の基本戦略

利益体質の強化	成長分野へのシフト
①利益構造の改革と健康機能事業の創設 ②技術立社の推進 ③グループコストの低減	①健康ニーズへの対応 ②Food service市場での展開を強化 ③海外での拡大を推進

② 目標達成に向けた事業別の戦略

事業区分	事業戦略
調味料・加工食品 (現在の「マヨネーズ・ドレッシング」と「フルーツ加工・調理食品」を統合)	健康ニーズへの対応と、Food service市場へのシフトを加速 ①健康ニーズへの対応を促進 ②Food service市場への展開を強化 ③サラダ調味料合計で拡大

事業区分	事業戦略
健康機能 (現在の「ヘルスケア」にファインケミカル (現在は「タマゴ」に分類) を加えて括り直した新区分)	独自技術と科学的根拠に基づいた健康機能を国内外へ提供 ①販路の拡大 <ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療向け専門通販の本格化 ・アジア市場への進出 ・欧米への輸出拡大 ②商品力の拡充 <ul style="list-style-type: none"> ・腎臓病食・糖尿病食の拡充 ・高機能ヒアルロン酸・植物ステロール複合体を拡大 ・育児食は「アレルギー配慮」中心へ
タマゴ (ファインケミカルは「健康機能」へ)	強化された体質をベースに、販路拡大と商品力拡充に注力 ①販路の拡大 ②技術による差別化を加速 ③健康ニーズへの挑戦
サラダ・惣菜 (現在の「野菜とサラダ」を改称)	提案力の強化と合理化で、利益を拡大 ①メニュー開発力の強化 ②健康ニーズへの対応を促進 ③新領域への挑戦 ④生産性の向上を推進
物流システム	機能・品質の向上で、売上・利益を拡大 ①機能・品質の拡充 ②低コストオペレーションの推進 ③求貨求車情報システムの事業化 ④新規分野への進出

(5) 直前3事業年度の財産および損益の状況

項 目	期 別			
	第 91 期 (平成14年12月1日から 平成15年11月30日まで)	第 92 期 (平成15年12月1日から 平成16年11月30日まで)	第 93 期 (平成16年12月1日から 平成17年11月30日まで)	第 94 期 (平成17年12月1日から 平成18年11月30日まで)
売 上 高	437,032 百万円	423,727	455,007	456,067
経 常 利 益	17,532 百万円	15,507	12,829	14,262
当 期 純 利 益	8,675 百万円	7,006	5,465	6,071
1 株当たり当期純利益	56.08 円	45.18	35.25	39.66
総 資 産 額	269,559 百万円	262,122	265,724	290,186
純 資 産 額	120,504 百万円	126,768	132,412	156,217
1 株当たり純資産額	786.15 円	827.17	865.32	896.69

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。なお、期中平均発行済株式総数および期末発行済株式総数は、それぞれ自己株式の数を控除して計算しております。
2. 第94期から、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。従来の資本の部の合計に相当する金額は137,344百万円であります。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
デ リ ア 食 品 (株)	50百万円	100.0 %	サラダ、惣菜等の製造販売
キ ュ ー ピ ー 醸 造 (株)	450	88.0	食酢等の製造販売
キ ュ ー ピ ー タ マ ゴ (株)	350	88.0	液卵、凍結卵、茹卵等の製造販売
(株) カ ナ エ フ ー ズ	50	88.0	タマゴスプレッド、厚焼卵、錦糸卵等の卵加工品の製造販売
(株) 全 農 ・ キ ュ ー ピ ー ・ エ ツ グ ス テ ー シ ョ ン	105	51.4	乾燥卵、液卵等の製造販売
コ ー プ 食 品 (株)	250	51.0	瓶缶詰・レトルト食品等の製造販売
(株) キ ュ ー ソ ー 流 通 シ ス テ ム	4,063	44.8 [5.8]	食品の運送および保管
KIFUKI U. S. A. CO., INC.	7.1米ドル	100.0	米国関係会社の株式保有および統括管理

(注) 議決権比率は、直接および間接所有の合計であります。なお、[]内は緊密な者または同意している者の議決権比率であり、外数で記載しております。

(7) 主要な事業内容（平成18年11月30日現在）

事業セグメント	区 分	主 要 な 商 品 ま た は 役 務
食 品 事 業	マヨネーズ・ドレッシング	マヨネーズ、ドレッシング、タルタルソース、マスタード、ピネガー、その他
	フルーツ加工・調理食品	ジャム、パスタソース、調理ソース、おかゆ、スイートコーン、農畜産加工品、その他
	タ マ ゴ	液卵、凍結卵、乾燥卵、茹卵、タマゴスプレッド、厚焼卵、ファインケミカル製品（ヒアルロン酸他）、その他
	ヘルスケア	ベビーフード、ヘルスフード、流動食、介護食、輸液容器、その他
	野菜とサラダ	フレッシュサラダ、ロングライフサラダ、カット野菜、冷凍野菜、惣菜、フライ類、その他
物 流 事 業		食品の運送・保管、その他

(8) 主要な事業所

①当社の事業所

本 社 東京都渋谷区

支 店 札幌、仙台、関東（東京都）、東京、横浜、名古屋、大阪、高松、広島、福岡

営業所 青森、秋田、盛岡、山形、郡山、宇都宮、水戸、前橋、新潟、松本、東東京（千葉県）、西東京（東京都）、さいたま、静岡、金沢、京都、神戸、松山、高知、岡山、鳥栖、南九州（鹿児島県）、那覇

工 場 階上（青森県）、五霞（茨城県）、仙川（東京都）、中河原（東京都）、富士吉田（山梨県）、挙母（愛知県）、伊丹（兵庫県）、泉佐野（大阪府）、鳥栖（佐賀県）

②主要な子会社の事業所

	本社所在地	事業所
デリア食品(株)	(東京都府中市)	本社 1 営業部 6 支店 2 営業所
キューピー醸造(株)	(東京都府中市)	本社 7 営業所 3 工場 3 駐在所
キューピータマゴ(株)	(東京都調布市)	本社 16 営業所 19 工場 2 事業所
(株)カナエフーズ	(東京都府中市)	本社 9 工場
株全農・キュービー・エツグステーション	(茨城県五霞町)	本社 5 工場
コープ食品(株)	(東京都渋谷区)	本社 2 工場
(株)キューソー流通システム	(東京都調布市)	本社 11 事業部 65 営業所 8 駐在所

(注) (株)キューソー流通システムを除き、平成18年9月30日現在のものを用いております。

(9) 使用人の状況

①企業集団の使用人の状況

事業セグメント	使用人数 (名)	前連結会計年度末比増減 (名)
食品事業	6,748	188 (増)
物流事業	2,057	69 (増)
合計	8,805	257 (増)

- (注) 1. 使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含むほか、嘱託を含む）であります。
2. 上記のほか、臨時雇用者が期中平均で食品事業7,635名、物流事業839名の計8,474名おります。
3. 連結子会社の使用人数は、株式会社キューソー流通システムを除き、平成18年9月30日現在のものを用いております。

②当社の使用人の状況

区 分	使用人数(名)	前事業年度末比増減(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
男 性	1,440	1 (減)	40.4	15.1
女 性	1,035	32 (増)	29.0	6.0
合計または平均	2,475	31 (増)	35.7	11.3

(注) 1. 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含むほか、嘱託を含む）であります。

2. 上記のほか、臨時雇用者（パートタイマー、アルバイトおよび季節社員）が期中平均で男性330名、女性688名の計1,018名おります。

(10) 主要な借入先および借入額（平成18年11月30日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	8,390 百万円
株 式 会 社 み ず ほ コ ー ポ レ ー ト 銀 行	4,750
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	3,200
農 林 中 央 金 庫	952

2. 会社の株式に関する事項（平成18年11月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 250,004,000株
 (2) 発行済株式総数 155,464,515株
 (3) 株主数 98,196名（前連結会計年度末比 29,667名増）
 (4) 大株主の状況

株主名	当社への出資状況	
	持株数	議決権比率
株式会社 中島董商店	26,371 ^{千株}	17.2%
株式会社 董花	4,872	3.1
みずほ信託 退職給付信託みずほ銀行口 再信託受託者資産管理サービス信託	4,585	3.0
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4,322	2.8
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4,316	2.8
財団法人 旗影会	4,251	2.7
全国共済農業協同組合連合会	4,004	2.6
株式会社 三井住友銀行	3,208	2.1
日本生命保険相互会社	3,132	2.0
第一生命保険相互会社	3,012	1.9

- (注) みずほ信託 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者資産管理サービス信託の持株数 4,585千株は、株式会社みずほ銀行が保有する当社株式を退職給付信託に抛出したものであります。

3. 会社の役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況（平成18年11月30日現在）

地 位	氏 名	担当および他の法人等の代表状況
代表取締役社長	鈴木 豊	
常務取締役	畑 中 凱 夫	グループ営業担当
常務取締役	中 島 周	社会・環境推進室長、CSR、コンプライアンスおよび監査室担当
常務取締役	建 部 俊 正	グループ生産、生産本部、海外事業部および中国担当
取 締 役	山 上 英 信	健康機能およびファインケミカル本部担当
取 締 役	島 家 時	広報室長
取 締 役	長谷川 峯 夫	研究所長、品質保証本部担当
取 締 役	遠 藤 貢	商品開発本部長
取 締 役	三 宅 峰三郎	東京支店長
取 締 役	佐々木 克 彦	管理本部長、経営企画室および法務・知的財産室担当、KIFUKI U. S. A. CO., INC. 取締役社長
取 締 役	奥 村 明 男	営業統括
取 締 役	橘 英 文	人事本部長
取 締 役	石 川 邦 昭	㈱中島董商店常務取締役、Q&B FOODS, INC. 取締役会長
監 査 役	村 中 修	常勤
監 査 役	平 栗 康 夫	常勤
監 査 役	河 上 和 雄	弁護士
監 査 役	石 黒 俊 一 郎	㈱中島董商店取締役
監 査 役	坂 井 一 郎	弁護士

- (注) 1. 平成18年2月22日開催の第93回定時株主総会終結の時をもって、新たに坂井一郎氏が監査役に就任しております。
2. 監査役河上和雄、石黒俊一郎および坂井一郎の3氏は、社外監査役であります。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	取 締 役		監 査 役	
	支給人員 (名)	支給額 (百万円)	支給人員 (名)	支給額 (百万円)
株主総会決議に基づく報酬	13	146	5	58
当事業年度に係る賞与	13	24	5	6
合 計	—	170	—	64

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成7年2月24日開催の第82回定時株主総会において、使用人分給与を含まず月額3,500万円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成6年2月25日開催の第81回定時株主総会において、月額800万円以内と決議いただいております。
3. 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額（賞与を含む）が1億1800万円あります。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 新日本監査法人

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額	50百万円
当社および当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額	50百万円

- (3) 当社の重要な子会社のうち、株式会社キューソー流通システムは当社の会計監査人以外の監査法人の法定監査（会社法および証券取引法の規定による）を受けております。

- (注) 1. 当社と新日本監査法人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と証券取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分不能であるため、上記(2)の金額についてはこれらの合計額をそのまま記載しております。
2. 金額には消費税等を含めておりません。

5. 業務の適正を確保するための体制

当社は、平成18年5月17日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針について、下記のとおり決議しております。

(1) 総論

本決議は、会社法第362条5項に基づき、取締役会において、当社の内部統制システムの基本方針を決議するとともに、会社法施行規則第100条の定める同システムの体制整備に必要とされる各条項に関する大綱を定めるものである。

本決議に基づく内部統制システムは、速やかに実施されるとともに、定期的かつ必要に応じた見直しによってその改善を図り、もって効率的で適法な企業体制を作ることを目指す。

(2) 取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①当社は創業の精神として下記の社是・社訓を掲げ、永年に亘り役員への教育・周知徹底を継続することにより企業風土を醸成して来たのであって、取締役は経営判断においてもこの企業風土を尊重しなければならない。

(社 是)

楽業偕悦

(社 訓)

- ・道義を重んずること
- ・創意工夫に努めること
- ・親を大切にすること

②当社は、取締役、従業員が、法令・定款および当社の創業の精神・経営理念を遵守した行動をとるためにコンプライアンス規程を定めている。また、グループ倫理行動規範を定め、公開しており、取締役はこれらを遵守する義務を負う。

(3) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

①職務の執行に係る文書その他の情報につき、文書管理規程、会社情報取扱規程、個人情報保護基本規程及びそれに関する各管理マニュアルに従い文書または電磁情報により、管理本部担当の取締役が適切に保存及び管理（廃棄を含む）の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。

②取締役及び監査役は、常時、これらの文書または電磁情報を閲覧できる。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社のリスク管理規程により、個々のリスクに関しては、これに対応する組織等において継続的に監視することとするほか、全社のリスクに関しては代表取締役を委員長とするリスクマネジメント委員会に情報を集中し、そのリスクの評価、優先順位などを総括的に管理する。
- ② 監査室は、品質・環境・安全等の自主監査スタッフと連携し各部署の日常的なリスク管理状況を監査し、定期的にリスクマネジメント委員会、取締役会、監査役会にリスク管理に関する事項を報告するとともに、社内のリスク管理体制整備の進捗状況を報告する。
- ③ リスク管理規程に基づき、危機管理マニュアルを作成し、あらかじめ具体的なリスクを想定・分類して、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備する。

(5) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、取締役、従業員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、この経営目標達成に向けて最適な組織編成を行い、各事業部門の責任者を代表取締役社長が取締役会の決議に基づき任命する。その責任者に権限を委譲することにより、効率的で迅速な業務執行を行う。
- ② 取締役会の決議に基づく業務執行については、決裁報告手続表において、それぞれの責任範囲、決裁手続について定める。
- ③ 具体的な経営活動の推進策については、取締役会が決議した業務執行の基本方針に基づき、代表取締役社長の諮問機関である経営会議の定例および臨時の審議に委ね、意思決定と機動的な業務執行を図る。

(6) 使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、コンプライアンス体制にかかる規定を制定し、役職員が法令・定款および当社の社是・社訓を遵守した行動をとるための行動規範を定める。また、その徹底を図るため、コンプライアンス担当役員を任命し、コンプライアンス委員会を統括させ、これにより全社横断的なコンプライアンス体制の整備および問題点の把握に努めるとともに、同委員会を中心にコンプライアンスマニュアルの整備や従業員教育等を行う。こうした活動はコンプライアンス担当役員が定期的に取り締り役会および監査役会に報告する。

②コンプライアンス委員会の下に公益通報者保護に対応した内部通報体制として、社外の弁護士、第三者機関等を情報受領者とする「ヘルプライン」を設置する。情報受領者から報告・通報を受けたコンプライアンス委員会はその内容を調査し、違反行為があれば、再発防止策を担当部門と協議の上、決定し、処分結果を含めて社内に公表するとともに、全社的に再発防止策を実施させる。

(7) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①グループ会社における業務の適正を確保するため、めざす姿として「一人ひとりのお客様に、最も信頼され、親しまれるグループをめざします」とのグループの経営理念を定め、また、倫理行動規範を共通のものにするとともに、グループ経営推進会議において企業集団としての連結経営目標や事業運営方針を共有化する。業務執行においては、「グループ決裁手続表」に基づいて子会社経営の管理を行う。

②当社の子会社は、毎月、当社の取締役に対して業績および経営上のリスクについて報告する。また、子会社の取締役会に出席した当社からの派遣取締役は、取締役会の審議状況・経営課題等について、当社代表取締役社長が指定する役職員に報告する。

③当社のリスクマネジメント委員会には子会社の代表者も委員となり、子会社のリスクについても管理する。また、コンプライアンス委員会、各内部監査部門の活動やヘルプラインについてもグループ会社をも対象とする。

④当社の子会社である株式会社キューソー流通システムについては、連結経営目標を共有するとともに、リスクマネジメントやコンプライアンスに関する情報交換を緊密に行うこととする一方、東京証券取引所一部上場企業であることや業種が異なることに鑑み、同社において、業務の適正を確保するための体制を独自に構築する。

(8) 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項

監査室は、監査役会との協議により監査役の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告する。又、監査役会が、職務を補助する使用人を置くことを求めた場合は、速やかにその求めに応じる。

(9) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役より監査業務に必要な要望を受けた監査室所属の職員は、その内部監査に関して、監査室担当取締役以外の取締役等の指揮命令を受けない。又、監査役会が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、その使用人は、独立性の確保のために取締役からの指揮命令を受けない。

(10) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

①取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告をする。

②前項の報告事項として、主なものは次のとおりとする。

- ・株主総会に付議される決議議案の内容
- ・当社の内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
- ・当社の子会社及び関連会社の監査役、監査室および自主監査スタッフの活動状況
- ・当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
- ・業績及び業績見込の発表内容、重要開示書類の内容
- ・内部通報制度の運用及び通報内容

(11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査役会は、業務執行取締役および重要な使用人からヒヤリングする機会を持つとともに、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換の機会を持つ。

②リスクマネジメント委員会、コンプライアンス委員会などの内部統制に関与する委員会、監査室および自主監査スタッフは、監査役監査の実効性確保に係る各監査役の意見を十分に尊重しなければならない。

6. 株式の大量取得を目的とする買付けに対する基本的な考え方

当社は、株式の大量取得を目的とする買付けが行われる場合において、それに応じるか否かは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えており、経営支配権の異動を通じた企業活動の活性化の意義や効果についても、何らこれを否定するものではありません。

しかしながら、一般にも高値での売抜け等の不当な目的による企業買収の存在は否定できないところであり、そういった買収者から当社の基本理念やブランド、株主を始めとする各ステークホルダーの利益を守るのは、当社の経営を預かる者として当然の責務であると認識しております。

また、株式の大量取得を目的とする買付け（または買収提案）に対しては、当該買付者の事業内容、将来の事業計画や過去の投資行動等から、当該買付行為（または買収提案）が当社の企業価値および株主共同の利益に与える影響を慎重に検討し、判断する必要があるものと認識しております。

現在のところ、当社株式の大量買付けに係る具体的な脅威が生じているわけではなく、また当社としても、そのような買付者が出現した場合の具体的な取組み（いわゆる「買収防衛策」）を予め定めるものではありません。

但し、当社としては、株主から付託を受けた経営者の責務として、当社株式の取引や株主の異動状況を常に注視するとともに、有事対応の初動マニュアルを作成するほか、株式の大量取得を企図する者が出現した場合には、直ちに当社として最も適切と考えられる措置を講じます。

具体的には、社外の専門家を交えて当該買収提案の評価や株式取得者との交渉を行い、当該買収提案（または買付行為）が当社の企業価値および株主共同の利益に資さない場合には、具体的な対抗措置の要否およびその内容等を速やかに決定し、対抗措置を実行する体制を整えます。

なお、買収防衛策の導入につきましても、重要な経営課題の一つとして、買収行為を巡る法制度や関係当局の判断・見解、世間の動向等を注視しながら、今後も継続して検討を行ってまいります。

(注) 本事業報告に記載の金額、持株数および議決権比率は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成18年11月30日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	118,519	流動負債	92,174
現金及び預金	22,179	支払手形及び買掛金	43,741
受取手形及び売掛金	73,689	短期借入金	13,487
有価証券	12	未払金	21,883
たな卸資産	15,761	未払法人税等	3,494
繰延税金資産	2,305	繰延税金負債	11
その他の流動資産	5,137	売上割戻引当金	1,237
貸倒引当金	△ 565	賞与引当金	1,662
固定資産	171,373	役員賞与引当金	92
有形固定資産	120,116	その他の流動負債	6,563
建物及び構築物	115,858	固定負債	41,794
機械装置及び運搬具	116,537	社債	10,500
土地	40,342	長期借入金	19,260
建設仮勘定	1,330	繰延税金負債	6,707
その他の有形固定資産	7,866	退職給付引当金	2,574
減価償却累計額	△161,820	役員退任慰労引当金	1,218
無形固定資産	2,817	その他の固定負債	1,532
ソフトウェア	2,328	負債合計	133,969
連結調整勘定	31	(純資産の部)	
その他の無形固定資産	457	株主資本	134,574
投資その他の資産	48,439	資本金	24,104
投資有価証券	24,694	資本剰余金	29,432
繰延税金資産	844	利益剰余金	83,305
その他の投資その他の資産	23,190	自己株式	△ 2,268
貸倒引当金	△ 289	評価・換算差額等	2,765
繰延資産	293	その他の有価証券評価差額金	4,676
開業費	293	繰延ヘッジ損益	△ 5
資産合計	290,186	為替換算調整勘定	△ 1,905
		少数株主持分	18,878
		純資産合計	156,217
		負債純資産合計	290,186

連結損益計算書

(平成17年12月1日から
平成18年11月30日まで)

科 目	金 額
	百万円
売 上 高	456,067
売 上 原 価	345,241
売 上 総 利 益	110,825
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	96,665
営 業 利 益	14,159
営 業 外 収 益	1,293
受 取 利 息 及 び 配 当 金	532
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	223
そ の 他	537
営 業 外 費 用	1,190
支 払 利 息	538
そ の 他	652
経 常 利 益	14,262
特 別 利 益	335
固 定 資 産 売 却 益	141
投 資 有 価 証 券 売 却 益	65
そ の 他	128
特 別 損 失	1,303
固 定 資 産 売 却 損 及 び 除 却 損	966
投 資 有 価 証 券 評 価 損	53
そ の 他	283
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	13,294
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	4,846
法 人 税 等 調 整 額	1,270
少 数 株 主 利 益	1,105
当 期 純 利 益	6,071

連結株主資本等変動計算書

(平成17年12月1日から
平成18年11月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成17年11月30日残高	24,104	29,418	79,295	△ 2,500	130,318
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△ 1,990		△ 1,990
当 期 純 利 益			6,071		6,071
自 己 株 式 の 取 得				△ 8	△ 8
自 己 株 式 の 処 分		14		240	254
利益処分による役員賞与金			△ 70		△ 70
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	14	4,009	231	4,255
平成18年11月30日残高	24,104	29,432	83,305	△ 2,268	134,574

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成17年11月30日残高	4,448	—	△ 2,353	2,094	17,919	150,332
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当						△ 1,990
当 期 純 利 益						6,071
自 己 株 式 の 取 得						△ 8
自 己 株 式 の 処 分						254
利益処分による役員賞与金						△ 70
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	227	△ 5	448	670	958	1,629
連結会計年度中の変動額合計	227	△ 5	448	670	958	5,884
平成18年11月30日残高	4,676	△ 5	△ 1,905	2,765	18,878	156,217

連結注記表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

当連結会計年度において、新規設立に伴う出資により子会社となった富士吉田キューピー㈱を追加した44社を連結子会社としております。主要な連結子会社は㈱キューソー流通システム、キューピータマゴ㈱、デリア食品㈱、㈱カナエフーズおよび㈱全農・キューピー・エツグステーションであります。

非連結子会社は21社であり、主要な非連結子会社は、㈱キューソーエルプラン、大阪サンエー物流㈱であります。これらの非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益および利益剰余金等のうち持分に見合う額の合計額は、いずれも連結総資産、連結売上高、連結当期純損益および利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であるため連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用関連会社は5社であり、主要な会社はアヲハタ㈱、サミット製油㈱であります。持分法を適用していない非連結子会社(㈱キューソーエルプラン他20社)および関連会社Thai Q. P. Co., Ltd. 他6社については、これらの会社の当期純損益および利益剰余金等のうち持分に見合う額の合計額が、いずれも連結当期純損益および利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であるため原価法によっております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、㈱キューソー流通システム（決算日は11月30日）、北京丘比食品有限公司（決算日は12月31日）および杭州丘比食品有限公司（決算日は12月31日）以外の子会社の決算日は9月30日であります。連結計算書類の作成にあたっては、北京丘比食品有限公司および杭州丘比食品有限公司については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しており、9月30日が決算日の子会社については同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、10月1日から11月30日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

(イ) 有価証券

①満期保有目的の債券は、償却原価法（定額法）によっております。

②持分法非適用の子会社株式および関連会社株式は、移動平均法による原価法によっております。

③その他有価証券のうち時価のあるものは、決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）により、時価のないものは移動平均法による原価法によっております。

- (ロ) デリバティブは、時価法によっております。
なお、ヘッジ会計の要件を満たす取引については、ヘッジ会計を採用しております。
- (ハ) たな卸資産
商品、製品（下記を除く）、原材料、貯蔵品および仕掛品は主として原価基準による月別移動平均法によっております。連産品の一部は原価基準による売価還元総平均法によっております。
- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- (イ) 有形固定資産
下記の資産を除き、定率法によっております。
建物のうち平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。
なお、耐用年数および残存価額については、法人税法の定めと同一の基準によっております。
- (ロ) 無形固定資産
定額法によっております。
なお、耐用年数については、主として法人税法の定めと同一の基準によっております。
自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- (ハ) 長期前払費用
定額法によっております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- (イ) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については過年度実績率を基礎とした将来の貸倒予測率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。
- (ロ) 売上割戻引当金
当連結会計年度において負担すべき割戻金の支払に備えるため、売上高に対し各会社の基準（売上高に対する割戻支出予想額の割合）により発生主義で計算した額を計上しております。
- (ハ) 賞与引当金
従業員に支給する賞与の支払に備えるため、支給対象期間基準を基礎とし、将来の支給見込額を加味して計上しております。

(ニ) 役員賞与引当金

役員に支給する賞与の支払に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額を計上しております。

(会計処理の変更)

「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第4号 平成17年11月29日)が会社法施行日(平成18年5月1日)以後終了する連結会計年度から適用されることに伴い、当連結会計年度より当該会計基準を適用しております。これにより前連結会計年度と同一の基準を適用した場合に比べて、販売費及び一般管理費が92百万円増加し、営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益がそれぞれ同額減少しております。

(ホ) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。また、一部の子会社においては簡便法を採用しております。各連結会計年度の過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(12年、ただし㈱キューソー流通システムのみ10~13年)による定額法により、それぞれの発生連結会計年度から処理しております。

また、各連結会計年度の数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(12年、ただし㈱キューソー流通システムのみ10~13年)による定額法により、それぞれの発生年度の翌連結会計年度から処理しております。当社グループの退職給付制度は、確定給付企業年金制度(基金型および規約型)および退職一時金制度を採用しております。

(会計処理の変更)

「「退職給付に係る会計基準」の一部改正」(企業会計基準委員会 企業会計基準第3号 平成17年3月16日)および「「退職給付に係る会計基準」の一部改正に関する適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第7号 平成17年3月16日)が平成17年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることに伴い、当連結会計年度より当該会計基準を適用しております。これにより、前連結会計年度と同一の基準を適用した場合に比べて、営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益がそれぞれ470百万円増加しております。

(ハ) 役員退任慰労引当金

役員退任慰労金の支出に備えるため、内規に基づく連結会計年度末の要支給額を計上しております。

(4) 重要な繰延資産の処理方法

社債発行費については支出時に全額費用として処理しております。開業費については5年で均等償却しております。

(5) 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ処理を採用しております。なお振当処理の要件を満たす取引については振当処理を採用しております。また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については特例処理を採用しております。

(ロ) ヘッジ手段は、為替予約取引、原油スワップ取引、原油カラー取引および金利スワップ取引であります。

(ハ) ヘッジ対象は、外貨建仕入取引、軽油、重油の予定購入取引、および借入金の利息であります。

(ニ) ヘッジ方針は、為替相場の変動によるリスクを回避する目的で為替予約取引を行っております。また、軽油、原油価格の市場価格変動リスクを回避する目的で原油スワップ取引および原油カラー取引を行っております。また、将来予想される金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。なお、投機的な取引は行わない方針であります。

(ホ) ヘッジ有効性の評価の方法

管理手続は社内の管理規定に基づいて行い、ヘッジ対象の時価変動額とヘッジ手段の時価変動額を対比分析し、その有効性を評価し厳格に管理しております。

ただし、金利スワップ取引については特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

(7) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

5. 連結子会社の資産および負債の評価に関する事項

連結子会社の資産および負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

6. 連結調整勘定の償却に関する事項

僅少なものは発生時の損益として処理しておりますが、重要な連結調整勘定は5年間で均等償却しております。

会計処理の変更

(固定資産の減損に係る会計基準)

「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））および「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）が、平成17年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることに伴い、当連結会計年度より当該会計基準を適用しております。

これにより税金等調整前当期純利益は164百万円減少しております。

なお、減損損失累計額については、各資産の金額から直接控除しております。

(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)

「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第5号 平成17年12月9日）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）が会社法施行日（平成18年5月1日）以後終了する連結会計年度から適用されることに伴い、当連結会計年度より当該会計基準を適用しております。

従来の資本の部の合計に相当する金額は137,344百万円であります。

II. 連結貸借対照表等に関する注記

1. 担保資産および担保付債務

担保に供している資産の額（簿価）	有形固定資産	10,326百万円
	計	10,326百万円
上記担保に対応する債務	短期借入金	3,635百万円
	長期借入金	3,058百万円
	計	6,694百万円

2. 偶発債務

保証債務	513百万円
------	--------

Ⅲ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

	発行済株式の種類	自己株式の種類
	普通株式	普通株式
前連結会計年度末株式数	155,464,515株	2,527,890株
当連結会計年度増加株式数	—	8,258株
当連結会計年度減少株式数	—	234,000株
当連結会計年度末株式数	155,464,515株	2,302,148株

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加8,258株は、単元未満株式の取得によるものであります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少234,000株は、旧商法第210条ノ2に基づくストックオプション（自己株式譲渡方式）の権利行使によるものであります。

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成18年2月22日開催の第93回定時株主総会において次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

- ①配当金の総額 994,409,377円
- ②1株当たり配当額 6円50銭
- ③基準日 平成17年11月30日
- ④効力発生日 平成18年2月22日

平成18年7月10日開催の取締役会において次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

- ①配当金の総額 995,796,138円
- ②1株当たり配当額 6円50銭
- ③基準日 平成18年5月31日
- ④効力発生日 平成18年8月8日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成19年2月23日開催予定の第94回定時株主総会において次のとおり付議する予定であります。

・普通株式の配当に関する事項

①配当金の総額	1,149,088,500円
②配当の原資	利益剰余金
③1株当たり配当額	7円50銭
④基準日	平成18年11月30日
⑤効力発生日	平成19年2月26日

IV. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	896.69円
1株当たり当期純利益	39.66円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	39.66円

V. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成18年11月30日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	86,230	流動負債	42,712
現金及び預金	16,724	買掛金	22,108
受取手形	458	短期借入金	5,818
売掛金	37,837	未払金	7,961
商品	2,731	未払法人税等	1,387
製品	3,005	未払費用	3,674
原材料	1,829	売上割引当金	1,237
仕掛品及び貯蔵品	392	賞与引当金	310
短期貸付金	20,741	役員賞与引当金	30
繰延税金資産	1,065	その他の流動負債	183
その他の流動資産	2,580	固定負債	36,982
貸倒引当金	△ 1,137	社債	10,000
固定資産	113,789	長期借入金	14,048
有形固定資産	61,888	役員退任慰労引当金	545
建物	25,150	繰延税金負債	6,162
構築物	2,001	預り保証金	6,186
機械装置	15,888	その他の固定負債	39
車両運搬具	8	負債合計	79,694
工具器具備品	602	(純資産の部)	
土地	17,189	株主資本	116,101
建設仮勘定	1,048	資本金	24,104
無形固定資産	1,405	資本剰余金	29,432
電話加入権	87	資本準備金	29,418
ソフトウェア	1,219	その他資本剰余金	14
その他の無形固定資産	99	利益剰余金	64,820
投資その他の資産	50,495	利益準備金	3,115
投資有価証券	17,520	その他利益剰余金	61,704
関係会社株式・出資金	20,575	特別償却準備金	33
長期貸付金	52	買換資産圧縮記帳積立金	2,108
前払年金費用	8,840	別途積立金	56,500
長期前払費用	332	繰越利益剰余金	3,063
差入保証金	1,441	自己株式	△ 2,255
その他の投資その他の資産	1,882	評価・換算差額等	4,223
貸倒引当金	△ 150	その他有価証券評価差額金	4,223
資産合計	200,019	純資産合計	120,325
		負債純資産合計	200,019

損益計算書

(平成17年12月1日から
平成18年11月30日まで)

科 目	金 額
	百万円
売 上 高	230,598
売 上 原 価	157,646
売 上 総 利 益	72,951
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	67,306
営 業 利 益	5,645
営 業 外 収 益	1,033
受 取 利 息 及 び 配 当 金	780
そ の 他	252
営 業 外 費 用	512
支 払 利 息	228
そ の 他	283
経 常 利 益	6,165
特 別 利 益	255
固 定 資 産 売 却 益	110
そ の 他	144
特 別 損 失	1,217
固 定 資 産 除 却 損	493
そ の 他	724
税 引 前 当 期 純 利 益	5,203
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,612
法 人 税 等 調 整 額	708
当 期 純 利 益	2,883

株主資本等変動計算書

(平成17年12月1日から
平成18年11月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本											
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金							
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金						利益剰余金 合 計
						特別償却 準備金	買換資産 圧縮記 積立金	資産 圧縮 特別勘 定金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合 計	
平成17年11月30日残高	24,104	29,418	—	29,418	3,115	49	2,105	59	54,700	3,927	63,957	
事業年度中の変動額												
剰余金の配当										△ 1,990	△ 1,990	
当期純利益										2,883	2,883	
自己株式の取得												
自己株式の処分			14	14								
その他利益剰余金の積立						13	69		1,800	△ 1,882	—	
その他利益剰余金の取崩						△ 29	△ 66	△ 59		156	—	
利益処分による役員賞与金										△ 30	△ 30	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)												
事業年度中の変動額合計	—	—	14	14	—	△ 16	2	△ 59	1,800	△ 864	862	
平成18年11月30日残高	24,104	29,418	14	29,432	3,115	33	2,108	—	56,500	3,063	64,820	

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額	評 価 ・ 換 算 差 額 等	評 価 ・ 換 算 差 額 等	
平成17年11月30日残高	△ 2,487	114,993		3,994	3,994	118,987
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△ 1,990				△ 1,990
当期純利益		2,883				2,883
自己株式の取得	△ 8	△ 8				△ 8
自己株式の処分	240	254				254
その他利益剰余金の積立			—			—
その他利益剰余金の取崩			—			—
利益処分による役員賞与金		△ 30				△ 30
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)				229	229	229
事業年度中の変動額合計	231	1,108		229	229	1,337
平成18年11月30日残高	△ 2,255	116,101		4,223	4,223	120,325

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項

1. 有価証券の評価基準および評価方法

(1) 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

(2) 子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(3) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

2. デリバティブの評価基準および評価方法

時価法によっております。

ヘッジ会計の要件を満たす取引については、ヘッジ会計を採用しております。

3. たな卸資産

(1) 評価基準

商品、製品、原材料、仕掛品および貯蔵品は、原価基準によっております。

(2) 評価方法

商品、製品、原材料、仕掛品および貯蔵品は、月別移動平均法によっております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

下記の資産を除き、定率法によっております。

建物のうち平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

耐用年数および残存価額については、法人税法の定めと同一の基準によっております。

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

耐用年数については、法人税法の定めと同一の基準によっております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 長期前払費用

定額法によっております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については過年度実績率を基礎とした将来の貸倒予測率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 売上割戻引当金

当事業年度において負担すべき割戻金の支払に備えるため、売上高に対し会社の基準（売上高に対する割戻支出予想額の割合）により発生主義で計算した額を計上しております。

(3) 賞与引当金

従業員に支給する賞与の支払に備えるため、支給対象期間基準を基礎とし、将来の支給見込額を加味して計上しております。

(4) 役員賞与引当金

役員に支給する賞与の支払に備えるため、当事業年度末における支給見込額を計上しております。

(会計処理の変更)

「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第4号 平成17年11月29日)が会社法施行日(平成18年5月1日)以後終了する事業年度から適用されることに伴い、当事業年度より当該会計基準を適用しております。これにより、前事業年度と同一の基準を適用した場合に比べて、販売費及び一般管理費が30百万円増加し、営業利益、経常利益および税引前当期純利益がそれぞれ同額減少しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

各事業年度の過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(12年)による定額法により、それぞれの発生事業年度から処理しております。

また各事業年度の数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(12年)による定額法により、それぞれの発生年度の翌事業年度から処理しております。なお、当事業年度は前払年金費用として計上しております。

当社の退職給付制度は、確定給付企業年金制度(基金型および規約型)を採用しております。

(会計処理の変更)

「退職給付に係る会計基準」の一部改正(企業会計基準委員会 企業会計基準第3号 平成17年3月16日)および「退職給付に係る会計基準」の一部改正に関する適用指針(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第7号 平成17年3月16日)が平成17年4月1日以後開始する事業年度から適用されることに伴い、当事業年度より当該会計基準を適用しております。

これにより、前事業年度と同一の基準を適用した場合に比べて、営業利益、経常利益および税引前当期純利益がそれぞれ339百万円増加しております。

(6) 役員退任慰労引当金

役員退任慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

6. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、振当処理の要件を満たす取引については、振当処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・為替予約取引

ヘッジ対象・・・外貨建仕入取引

(3) ヘッジ方針

為替相場の変動によるリスクを回避する目的で為替予約取引を行っております。

なお、投機的な取引は行わない方針です。

(4) ヘッジ有効性の評価の方法

管理手続は社内の管理規定に基づいて行い、ヘッジ対象の時価変動額とヘッジ手段の時価変動額を対比分析し、その有効性を評価し厳格に管理しております。

8. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

会計処理の変更

(固定資産の減損に係る会計基準)

「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））および「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）が、平成17年4月1日以後開始する事業年度から適用されることに伴い、当事業年度より当該会計基準を適用しております。

これにより税引前当期純利益は112百万円減少しております。

なお、減損損失累計額については、各資産の金額から直接控除しております。

(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)

「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第5号 平成17年12月9日）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）が会社法施行日（平成18年5月1日）以後終了する事業年度から適用されることに伴い、当事業年度より当該会計基準を適用しております。

従来の資本の部の合計に相当する金額は120,325百万円であります。

II. 貸借対照表等に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額		99,342百万円
2. 偶発債務		
保証債務		3,480百万円
3. 関係会社に対する金銭債権	流 動 資 産	27,048百万円
4. 関係会社に対する金銭債務	流 動 負 債	15,251百万円

III. 損益計算書に関する注記

1. 関係会社に対する営業収益	20,298百万円
2. 関係会社に対する営業費用	104,946百万円
3. 関係会社との営業取引以外の取引高	326百万円

IV. 株主資本等変動計算書に関する注記
自己株式の種類および株式数に関する事項

	自己株式の種類
	普通株式
前事業年度末株式数	2,478,457株
当事業年度増加株式数	8,258株
当事業年度減少株式数	234,000株
当事業年度末株式数	2,252,715株

- (注) 1. 当事業年度増加株式数は、単元未満株式の取得によるものであります。
2. 当事業年度減少株式数は、旧商法第210条ノ2に基づくストックオプション（自己株式譲渡方式）の権利行使によるものであります。

V. 税効果会計関係に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）	
売上割戻引当金	503百万円
賞与引当金	126百万円
未払事業税	126百万円
その他	564百万円
繰延税金資産（流動）小計	1,321百万円
評価性引当額	△ 255百万円
繰延税金資産（流動）合計	1,065百万円
繰延税金資産（固定）	
退職給付信託	1,442百万円
役員退任慰労引当金	222百万円
ゴルフ会員権評価損	133百万円
その他	217百万円
繰延税金資産（固定）小計	2,015百万円
評価性引当額	△ 210百万円
繰延税金資産（固定）合計	1,804百万円
繰延税金資産合計	2,870百万円
繰延税金負債（固定）	
前払年金費用	△3,598百万円
買換資産圧縮記帳積立金	△1,447百万円
特別償却準備金	△ 22百万円
その他有価証券評価差額金	△2,898百万円
繰延税金負債（固定）小計	△7,966百万円
繰延税金負債（固定）合計	△7,966百万円
繰延税金資産（負債）の純額	△5,096百万円

VI. リースにより使用する固定資産に関する注記

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具器具備品	1,112	548	564
車両運搬具	634	346	288
ソフトウェア	107	55	52
機械装置	175	128	46
計	2,030	1,078	952

(2) 未経過リース料期末残高相当額	1 年 内	502百万円
	1 年 超	463百万円
	合 計	965百万円

(3) 支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額	支払リース料	534百万円
	減価償却費相当額	515百万円
	支払利息相当額	20百万円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

VII. 関連当事者との取引に関する注記

当事業年度（自平成17年12月1日 至平成18年11月30日）

親会社および法人主要株主等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容	
						役員の兼任等兼任4人	事業上の関係商品の仕入
法人主要株主およびその他の関係会社	榎中島董商店	東京都渋谷区	50	各種加工食品の販売	11.6% 〔直接17.2% 間接 3.2%〕	役員の兼任等兼任4人	事業上の関係商品の仕入

取引の内容		取引金額	科目	期末残高
営業取引	商品の仕入	41,067	買掛金	7,021

取引条件ないし取引条件の決定方針等

商品の仕入については、市場価格を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。

(注) 上記の表における取引金額の内、期末残高には消費税等を含めており、取引金額等には消費税等を含めておりません。

VIII. 1株当たり情報に関する注記

1株当たりの純資産額

785.35円

1株当たり当期純利益

18.83円

IX. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成19年1月9日

キューピー株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 高橋 秀法 ㊟
業務執行社員

指定社員 公認会計士 竹本 啓祐 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、キューピー株式会社の平成17年12月1日から平成18年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、キューピー株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

連結注記表の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の会計処理の変更に記載されているとおり、会社は当連結会計年度より「役員賞与に関する会計基準」、「退職給付に係る会計基準」の一部改正、「固定資産の減損に係る会計基準」及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」が適用されることとなるため、これらの会計基準により連結計算書類を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成19年1月9日

キューピー株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 高橋 秀法 ㊟
業務執行社員

指定社員 公認会計士 竹本 啓祐 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、キューピー株式会社の平成17年12月1日から平成18年11月30日までの第94期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

個別注記表の重要な会計方針に係る事項の会計処理の変更に記載されているとおり、会社は当事業年度より「役員賞与に関する会計基準」、「退職給付に係る会計基準」の一部改正及び「固定資産の減損に係る会計基準」が適用されることとなるため、これらの会計基準により計算書類及びその附属明細書を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成17年12月1日から平成18年11月30日までの第94期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株主会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第1号の基本方針及び第2号の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第2号の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の間での維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成19年1月11日

キュービー株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役	村 中	修	Ⓞ
常 勤 監 査 役	平 栗	康 夫	Ⓞ
社 外 監 査 役	河 上	和 雄	Ⓞ
社 外 監 査 役	石 黒	俊 一 郎	Ⓞ
社 外 監 査 役	坂 井	一 郎	Ⓞ

以上

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 期末配当に関する事項

当社は、配当金を株主還元的最優先に位置づけ、安定した配当を継続するとともに、配当金の決定に際しては将来の資金需要なども考慮しながら、自己資本配当率（D O E）1.5%以上、配当性向25%以上（いずれも連結ベース）を維持することを原則としております。

また、財務体質の強化を図りながら将来の事業展開に備えるため、内部留保の充実に努めており、内部留保資金につきましては、中長期的な視野に立った設備投資や研究開発投資、競争力強化のための合理化投資などに充当していく所存であります。

当期の期末配当につきましては、1株当たり金7円50銭（総額1,149,088,500円）、その効力発生日（支払開始日）を平成19年2月26日とさせていただきますたく存じます。

なお、当期は1株当たり6円50銭の中間配当金を既にお支払いしておりますので、これを合わせた年間配当金は1株当たり14円となります。

2. その他剰余金の処分に関する事項

繰越利益剰余金を800,000,000円減少するとともに、別途積立金を800,000,000円増加させていただきますたく存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 「会社法」（平成17年法律第86号）が平成18年5月1日に施行されたことを受け、次のとおり変更を行うほか、株式会社として必要な規定の加除、修正および移設、併せてこの機会に一部字句の整備などを行うものであります。

①単元未満株式について、行使することができる権利を規定するものであります。

（変更案第10条）

②株主総会招集手続の合理化を図るべく、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより株主の皆様へ提供したものとみなすことを可能とする旨を規定するものであります。（変更案第16条）

③株主総会において議決権の代理行使を行う代理人の員数を1名と定めるものであります。（変更案第18条）

④取締役会において機動的な意思決定を行うことができるよう、書面または電磁的記録による同意をもって取締役会の決議があったものとみなすことを規定するも

のであります。（変更案第27条）

- ⑤社外監査役として独立性の高い適切な人材を迎えられるよう、またその職務の遂行に当たり期待される役割を十分に発揮できるよう、社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能とする旨を規定するものであります。（変更案第39条）
- ⑥会計監査人に関する第6章を新設するものであります。（変更案第40条～第42条）
- ⑦剰余金の処分について、機動的な配当政策および資本政策を遂行できるよう、取締役会決議で実施することができる旨を定めるものであります。（変更案第44条）
- (2) 当社が創業の精神として掲げる社是・社訓および当社の事業活動における基本原則を明らかにするものであります。（変更案第2条）
- (3) 当社の発行可能株式総数は250,004,000株であります。既に発行済株式総数は155,464,515株（発行可能株式総数の62%）となっております。
資金調達や資本政策の遂行など、将来起こりうる様々な経営課題達成の手段として機動的に株式を発行することができるよう、発行可能株式総数を500,000,000株に増加するものであります。（変更案第7条）
- (4) 取締役の事業年度の経営責任をより明確にするとともに、経営環境の変化に迅速に対応した経営体制を構築することができるよう、取締役の任期を現行の2年から1年に短縮するものであります。（変更案第21条）
- (5) 社外取締役として独立性の高い適切な人材を迎えられるよう、またその職務の遂行に当たり期待される役割を十分に発揮できるよう、社外取締役との間に責任限定契約を締結することを可能とする旨を規定するものであります。（変更案第29条）
なお、この規定の新設を含む本議案の本定時株主総会への提出については、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

現行定款の一部を下記変更案のとおり改めようとするものであります。

(変更箇所は、下線の部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第1条 当社はキューピー株式会社と称する。 英文ではQ. P. C orporationと称する。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 「マヨネーズソース」その他一般ソース類の製造販売</p> <p>2. 各種瓶缶詰食料品その他各種食料品の製造加工販売</p> <p>3. 食品添加物の製造販売</p> <p>4. 医薬原料、医薬品、医薬部外品、化粧品、その他化学製品の製造販売</p> <p>5. 飼料、肥料の製造販売</p> <p>6. 食料品および医薬品製造用機器その他各種機器の製造販売およびこれらに附帯するエンジニアリング業務</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第1条 当社は、<u>キューピー株式会社</u>と称する。 英文ではQ. P. C orporationと称する。</p> <p style="text-align: center;"><u>(創業の精神)</u></p> <p>第2条 当社は、<u>創業の精神として下記の社是・社訓を掲げ、安全・安心を全ての基本とし、健康な食生活に貢献し続けます。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(社是) 楽業偕悦</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(社訓) 道義を重んずること</u> <u>創意工夫に努めること</u> <u>親を大切にすること</u></p> <p>(目 的)</p> <p>第3条 当社は、<u>次</u>の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) 各種瓶缶詰食料品その他各種食料品の製造販売</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>(4) (現行どおり)</p> <p>(5) (現行どおり)</p> <p>(6) 食料品および医薬品の<u>製造用機器</u>その他各種機器の製造販売およびこれらに附帯するエンジニアリング業務</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>7. 管工事業、機械器具設置工事業、建築工事業および電気工事業</u></p> <p><u>8. 建築の設計、施工、監理およびコンサルティング業務</u></p> <p><u>9. 不動産の賃貸</u></p> <p><u>10. 食料品加工用設備の運転、管理およびこれに附帯する業務</u></p> <p><u>11. 工場・店舗の総合清掃、警備および保安管理業務</u></p> <p><u>12. 農畜産業の経営</u></p> <p><u>13. 前各号に附帯する一切の業務</u></p>	<p><u>(7)</u> (現行どおり)</p> <p><u>(8)</u> (現行どおり)</p> <p><u>(9)</u> (現行どおり)</p> <p><u>(10)</u> 食料品加工用設備の運転および管理</p> <p><u>(11)</u> (現行どおり)</p> <p><u>(12)</u> (現行どおり)</p> <p><u>(13)</u> (現行どおり)</p>
<p>(本店の所在地)</p>	<p>(本店の所在地)</p>
<p>第<u>3</u>条 当社は本店を東京都渋谷区に置く。</p>	<p>第<u>4</u>条 当社は、<u>本店</u>を東京都渋谷区に置く。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(機 関)</p>
<p>(公告の方法)</p>	<p>第<u>5</u>条 当社は、<u>株主総会</u>および<u>取締役</u>のほか、<u>次の機関</u>を置く。</p> <p><u>(1) 取締役会</u></p> <p><u>(2) 監査役</u></p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p>
<p>第<u>4</u>条 当社の<u>公告</u>は、<u>電子公告</u>により行う。</p> <p>ただし、<u>電子公告を行うことができない事故その他のやむをえない事由が生じたときは</u>、日本経済新聞に掲載して行う。</p>	<p>(公告方法)</p> <p>第<u>6</u>条 当社の<u>公告方法</u>は、<u>電子公告</u>とする。</p> <p>ただし、<u>事故その他やむを得ない事由</u>によって<u>電子公告による公告をすることができない場合は</u>、日本経済新聞に掲載する<u>方法により</u>行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は250,004,000株とする。 ただし、株式の消却が行われた場合は、これに相当する株式数を減ずる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</p> <p>(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第7条 当社の1単元の株式の数は100株とする。 2. 当社は、1単元に満たない株式数を表示した株券を発行しない。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第7条 当社の発行可能株式総数は、500,000,000株とする。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第8条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の単元株式数は、100株とする。 2. 当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。 ただし、株式取扱規程に定めるところについては、この限りではない。</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第8条 当社の株式の名義書換、単元未満株式の買取り、その他株式および株券に関する諸手続ならびにその手数料は、取締役会で定める株式取扱規程による。</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第9条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>2. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせる。</p> <p>(基 準 日)</p> <p>第10条 定時株主総会において権利を行使すべき株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、毎営業年度末日現在の株主名簿に記載または記録された株主とする。</p>	<p>(2) 株主の有する株式数に応じて募集株式および募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(3) 会社法第166条第1項の規定に基づき、取得請求権付株式の取得を請求する権利</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当社の株式に関する取扱いおよびその手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）<u>株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成、備置きその他の事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>2. 前項のほか特に必要あるときは、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p>第11条 定時株主総会は毎年2月に招集し、臨時株主総会は必要ある場合随時これを招集する。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(議 長)</p> <p>第12条 株主総会は取締役会の決議により取締役社長が招集し、その議長となる。</p> <p><u>2. 取締役社長に差支えがあるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役がこれに代る。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p>第13条 <u>当社の</u>定時株主総会は、毎年2月にこれを招集し、臨時株主総会は、<u>必要がある場合に</u>随時これを招集する。</p> <p style="text-align: center;"><u>(定時株主総会の基準日)</u></p> <p>第14条 <u>当社は、毎年11月30日の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(招集権者および議長)</p> <p>第15条 株主総会は、<u>取締役会の決議により</u>取締役社長が招集し、その議長となる。 取締役社長に欠員または差支えがある場合は、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</p> <p style="text-align: center;"><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示)</u></p> <p>第16条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを使用する方法で開示することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(決議の方法)</p> <p>第13条 株主総会の決議は、<u>出席株主</u>の議決権の過半数によりこれを行う。 <u>ただし、法令に別段の定めがある場合はその定めによる。</u></p> <p>2. 商法第343条に定める特別決議は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上によりこれを行う。</p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、<u>法令または本定款に別段の定めのある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主</u>の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. <u>会社法第309条第2項</u>に定める決議は、<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第14条 株主は<u>代理人</u>を定め、議決権を行使することができる。 <u>ただし、その代理人は当会社の議決権ある株主に限る。</u></p> <p>2. 前項の場合には、<u>当会社に届出ある印鑑を押捺したる代理権を証する書面</u>を当会社に提出することを要する。</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主は、<u>当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権</u>を行使することができる。</p> <p>2. 前項の場合、<u>株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面</u>を当会社に提出しなければならない。</p>
<p>(議事録)</p> <p>第15条 株主総会の議事は、<u>その経過の要領および結果を議事録に記載または記録し、議長並びに出席した取締役が記名捺印または電子署名を行い、当会社に保存する。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第4章 取締役および取締役会</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p>
<p>(取締役の員数)</p> <p>第16条 <u>当会社に取締役20名以内を置く。</u></p>	<p>(員 数)</p> <p>第19条 <u>当会社の取締役は、20名以内とする。</u></p>
<p>(選任方法)</p> <p>第17条 取締役は、株主総会において<u>選任する。</u></p>	<p>(選任および解任の方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において<u>選任および解任を行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. <u>前項の選任については、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。</u></p> <p>3. <u>取締役の選任決議については累積投票によらない。</u></p> <p>(任 期) 第18条 <u>取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>補欠または増員により選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第19条 <u>代表取締役は取締役会の決議で定める。</u></p> <p>2. <u>取締役会は取締役社長1名を選任する外、必要に応じ取締役会長および取締役副会長各1名、取締役副社長、専務取締役ならびに常務取締役若干名を選任することができる。</u></p> <p>3. <u>代表取締役は、各自会社を代表し、取締役会の定めるところにより業務を執行する。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>2. <u>取締役の選任および解任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3. <u>取締役の選任決議は、累積投票によらない。</u></p> <p>(任 期) 第21条 <u>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第22条 <u>代表取締役は、取締役会の決議により選定する。</u></p> <p>2. <u>取締役会は、その決議により、取締役社長1名を選定するほか、必要に応じて取締役会長および取締役副会長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができる。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(報酬等) 第23条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会)</p> <p><u>第20条</u> <u>取締役会は、当会社の業務執行を決する。</u></p> <p><u>2.</u> <u>取締役会は、取締役社長が招集してその議長となる。</u></p> <p><u>3.</u> <u>取締役社長が欠員又は差支えある場合は、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代る。</u></p> <p><u>4.</u> <u>第2項の規定は、取締役会長ある場合は取締役社長を取締役会長と読み替えるものとする。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p><u>第21条</u> <u>取締役会の招集通知は、会日の2日前に発する。</u> ただし、緊急の必要あるときはこれを短縮することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p><u>第24条</u> (削 除)</p> <p>取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。 取締役社長に欠員または差支えがある場合は、あらかじめ<u>取締役会において定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p><u>2.</u> <u>前項の規定は、取締役会長が選定されている場合は、取締役社長を取締役会長と読み替える。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p><u>第25条</u> <u>取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の2日前までに発する。</u> ただし、緊急の必要がある場合は、これを短縮することができる。</p> <p><u>2.</u> <u>取締役および監査役の全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p><u>第26条</u> <u>取締役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(顧問および相談役)</p> <p>第22条 取締役社長は、取締役会の議を経て、<u>顧問又は相談役を嘱託することができる。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第23条 当会社に監査役5名以内を置く。</p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合で、当該提案の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が当該提案について異議を述べたときは、この限りではない。</u></p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第28条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p> <p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第29条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める額に限定する契約を締結することができる。</p> <p>(相談役および顧問)</p> <p>第30条 取締役社長は、取締役会の決議により、<u>相談役および顧問を嘱託することができる。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第31条 当会社の監査役は、<u>5名以内とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(選任方法)</p> <p>第24条 監査役は、株主総会において<u>選任する</u>。</p> <p>2. 前項の選任については、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する</u>。</p> <p>(新 設)</p> <p>(任 期)</p> <p>第25条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする</u>。</p> <p>2. <u>補欠により選任された監査役の任期は、退任監査役の任期の満了すべき時までとする</u>。</p> <p>(常勤の監査役および常任監査役)</p> <p>第26条 監査役は、その<u>互選をもって常勤の監査役を選任する外、必要に応じ常任監査役を選任することができる</u>。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(選任および解任の方法)</p> <p>第32条 監査役は、株主総会において<u>選任および解任を行う</u>。</p> <p>2. <u>監査役の選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う</u>。</p> <p>3. <u>監査役の解任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う</u>。</p> <p>(任 期)</p> <p>第33条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会</u>の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任監査役の任期の満了する時までとする</u>。</p> <p>(常勤の監査役および常任監査役)</p> <p>第34条 監査役会は、その<u>決議により、常勤の監査役を選定するほか、必要に応じて常任監査役を選定することができる</u>。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第35条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める</u>。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役会)</u></p> <p><u>第27条 監査役会は、法令に定める事項の外、監査役の職務の執行に関し、監査役会が必要と認める事項を決定する。ただし、監査役の権限の行使を妨げることはできない。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p><u>第28条 監査役会の招集通知は、会日の2日前に発する。ただし、緊急の必要あるときはこれを短縮することができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p><u>第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の2日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合は、これを短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査役全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査役会の決議方法)</u></p> <p><u>第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(監査役会規則)</u></p> <p><u>第38条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定め監査役会規則による。</u></p> <p><u>(社外監査役との責任限定契約)</u></p> <p><u>第39条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める額に限定する契約を締結することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第<u>6</u>章 計 算</p> <p>(<u>営業年度</u>)</p> <p>第<u>29</u>条 当社の<u>営業年度</u>は、毎年12月1日より翌年の11月30日までとし、<u>営業年度</u>末日をもって決算を行う。</p>	<p>第<u>6</u>章 会計監査人</p> <p>(<u>選任および解任の方法</u>)</p> <p>第<u>40</u>条 会計監査人は、株主総会において選任および解任を行う。</p> <p>2. 会計監査人の選任および解任の決議は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 監査役会は、会計監査人が法令で定める事由に該当する場合には、監査役全員の同意により、会計監査人を解任することができる。</p> <p>(<u>任 期</u>)</p> <p>第<u>41</u>条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかった場合、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p> <p>(<u>報 酬 等</u>)</p> <p>第<u>42</u>条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第<u>7</u>章 計 算</p> <p>(<u>事業年度</u>)</p> <p>第<u>43</u>条 当社の<u>事業年度</u>は、毎年12月1日より翌年の11月30日までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(利益配当) <u>第30条</u> 当社の利益配当金は、毎営業年度末日現在において、株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録質権者にこれを支払う。</p> <p>(中間配当) <u>第31条</u> 当社は、取締役会の決議により、毎年5月31日現在の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録質権者に対し、商法第293条ノ5に定める金銭の分配（中間配当という。）を行うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間) <u>第32条</u> 利益配当金または中間配当金はその支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れる。 <u>未払いの利益配当金および中間配当金には利息をつけない。</u></p>	<p>(<u>剰余金の配当等の決定機関</u>) <u>第44条</u> 当社は、剰余金の配当および自己株式の取得等、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) <u>第45条</u> 剰余金の配当としての期末配当は毎年11月30日、中間配当は毎年5月31日の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者にこれを行う。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(配当金の除斥期間等) <u>第46条</u> 配当金はその支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されない場合は、当社はその<u>支払義務を免れる。</u></p> <p><u>2. 未払いの配当金には、利息をつけない。</u></p>

第3号議案 取締役14名選任の件

現任の取締役全員（鈴木 豊、畑中凱夫、中島 周、建部俊正、山上英信、島 家時、長谷川峯夫、遠藤 貢、三宅峰三郎、佐々木克彦、奥村明男、橘 英文および石川邦昭の13氏）は、本總會終結の時をもって任期満了となりますので、改めて取締役14名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 他の法人等の代表状況	所有する 当社株式の数
1	鈴木 豊 (昭和24年12月6日生)	昭和48年3月 当社入社 平成6年11月 当社関東支店長 平成10年9月 当社家庭用調味料部長 平成12年7月 当社大阪支店家庭用次長 平成13年2月 当社取締役 当社大阪支店長 平成14年7月 当社経営企画担当 平成15年2月 当社常務取締役 平成16年2月 当社代表取締役社長、現在に至る	19,100株
2	畑中 凱夫 (昭和19年4月13日生)	昭和38年3月 株式会社中島董商店入社 昭和47年12月 当社入社 平成元年8月 当社関東支店長 平成6年9月 当社大阪支店長 平成7年2月 当社取締役 平成10年9月 当社広域営業部長 平成11年2月 当社常務取締役、現在に至る 平成12年7月 当社営業部長 平成13年7月 当社営業本部長 平成14年7月 当社営業担当 平成17年7月 当社グループ営業担当、現在に至る	15,526株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 他の法人等の代表状況	所有する 当社株式の数
3	中 島 周 (昭和34年9月26日生)	昭和58年4月 株式会社日本興業銀行入行 平成5年10月 株式会社中島董商店入社 同社経理部長 平成7年2月 同社取締役 平成9年2月 当社取締役 平成12年7月 当社法務部長 平成15年2月 株式会社中島董商店取締役副社長 平成17年2月 同社取締役、現在に至る 当社常務取締役、現在に至る 当社環境対策室長 同年7月 当社社会・環境推進室長、現在に 至る	30,600株
4	建 部 俊 正 (昭和19年10月31日生)	昭和38年3月 当社入社 平成4年12月 当社仙川工場長 平成8年11月 当社拳母工場長 平成10年9月 当社生産管理部長 平成12年12月 当社生産本部副本部長 平成13年2月 当社取締役 同年7月 当社生産本部長 平成17年2月 当社常務取締役、現在に至る 同年7月 当社グループ生産担当、現在に至る	16,240株
5	山 上 英 信 (昭和20年10月15日生)	昭和45年3月 株式会社中島董商店入社 昭和47年12月 当社入社 平成6年9月 当社タマゴ商品本部商品管理部長 平成7年12月 当社物流情報室長 平成10年9月 当社情報物流本部副本部長 平成11年11月 当社情報物流本部長 平成13年2月 当社取締役、現在に至る 平成17年7月 当社健康・医療担当 同年11月 当社健康機能(健康・医療を改称)担当、現在に至る	10,200株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 他の法人等の代表状況	所有する 当社株式の数
6	島 家 時 (昭和22年3月22日生)	昭和47年3月 株式会社中島董商店入社 同年12月 当社入社 平成7年12月 当社福岡支店長 平成9年9月 当社東京支店家庭用次長 平成13年2月 当社取締役、現在に至る 当社東京支店長 平成17年2月 当社広報室長、現在に至る	12,200株
7	長谷川 峯 夫 (昭和22年7月29日生)	昭和45年3月 当社入社 平成6年9月 当社研究一部長 平成10年9月 当社研究所副所長 平成11年2月 当社研究所長、現在に至る 平成13年2月 当社取締役、現在に至る	19,933株
8	遠 藤 貢 (昭和23年3月19日生)	昭和47年1月 三英食品販売株式会社入社 昭和62年2月 同社取締役 平成2年12月 当社入社 当社外食営業部長 平成12年7月 当社広域営業部長 平成13年2月 当社取締役、現在に至る 平成14年7月 当社業務用営業本部長 平成16年7月 当社マーケティング本部長 平成17年7月 当社商品開発本部長、現在に至る	14,074株
9	三 宅 峰 三 郎 (昭和27年7月22日生)	昭和51年4月 当社入社 平成8年9月 当社横浜支店長 平成10年9月 当社関東支店長 平成13年7月 当社家庭用営業部長 平成14年7月 当社家庭用営業本部長 平成15年2月 当社取締役、現在に至る 平成16年7月 当社営業統括 平成17年2月 当社東京支店長、現在に至る	7,433株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 他の法人等の代表状況	所有する 当社株式の数
10	佐々木 克彦 (昭和21年3月8日生)	昭和39年3月 当社入社 昭和63年11月 当社社長室企画部長 平成7年12月 当社経営企画室(社長室を改称) 企画部長 平成11年8月 当社経営企画室長 平成12年7月 ケイ・システム株式会社代表取締役 社長 平成15年2月 当社管理本部長、現在に至る 平成16年2月 当社取締役、現在に至る 平成17年1月 KIFUKI U. S. A. CO., INC. 取締役社 長、現在に至る	11,600株
11	奥村 明男 (昭和26年1月14日生)	昭和48年3月 当社入社 平成6年8月 当社横浜支店長 平成8年10月 当社東京支店家庭用次長 平成9年9月 株式会社中島董商店入社 平成14年10月 同社食品本部長 平成15年2月 同社取締役 平成17年2月 当社取締役、現在に至る 当社営業統括、現在に至る	4,900株
12	橘 英文 (昭和26年2月15日生)	昭和49年3月 当社入社 平成11年8月 当社経営企画室企画部長 平成12年7月 当社経営企画室長 平成14年7月 当社営業企画室長 平成16年7月 当社人事本部長、現在に至る 平成17年2月 当社取締役、現在に至る	6,800株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 他の法人等の代表状況	所有する 当社株式の数
13	石川 邦 昭 (昭和21年6月6日生)	昭和45年3月 株式会社中島董商店入社 昭和47年12月 当社入社 昭和57年3月 Q&B FOODS, INC. 取締役社長 平成7年11月 当社海外事業部米国チームリーダー 平成10年9月 当社海外事業本部副本部長 平成11年2月 当社取締役、現在に至る 平成16年7月 当社海外事業本部長 同年10月 Q&B FOODS, INC. 取締役会長、現在に至る(注1) 平成17年2月 株式会社中島董商店常務取締役、現在に至る	18,143株
14	小 澤 貢 (昭和21年3月18日生)	昭和39年3月 当社入社 平成11年8月 当社経営企画室グループ生産担当部長 平成13年10月 株式会社カナエフーズ取締役 平成15年1月 同社代表取締役社長、現在に至る(注2)	4,000株

(注1) 当社とQ&B FOODS, INC. との間には、商品売買等の取引関係があります。

(注2) 当社と株式会社カナエフーズとの間には、商品の製造委託等の取引関係があります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査体制の充実強化を図るため、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。
監査役候補者は次のとおりであります。

なお、炭谷 茂氏は、社外監査役の候補者であります。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する 当社株式の数
炭谷 茂 (昭和21年2月2日生)	昭和44年7月 厚生省入省 平成9年7月 同省社会・援護局長 平成13年1月 環境省大臣官房長 同年7月 同省地球環境局長 平成14年1月 同省総合環境政策局長 平成15年7月 環境事務次官 平成18年9月 環境省顧問 同年12月 財団法人休暇村協会理事長、現在に至る	0株

(注) 候補者の就任につきましては、国家公務員法の定める人事院の承認が必要となります。

第5号議案 退任監査役に対する慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって退任される監査役河上和雄氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社の内規による相当額の範囲内で慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期および方法等は、監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

河上和雄氏の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
河上和雄	平成10年2月 当社監査役、現在に至る

第6号議案 役員賞与支給の件

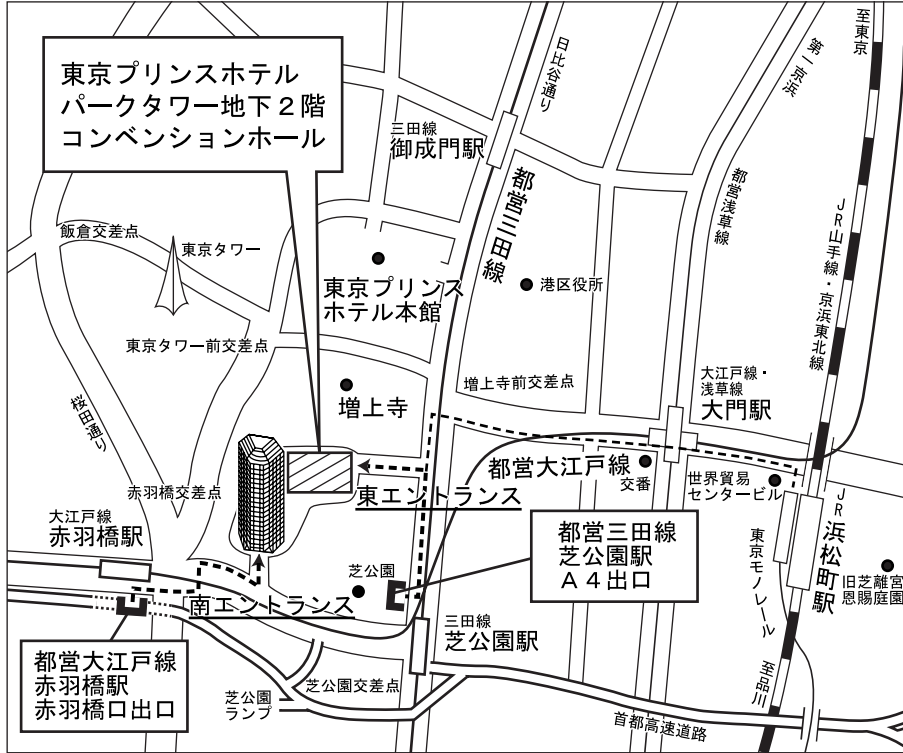
当期末時点の取締役13名および監査役5名に対し、当期の業績等を勘案して、役員賞与総額30,952,000円(取締役分24,366,000円、監査役分6,586,000円)を支給することとし、各取締役および各監査役に対する金額は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

以上

株主総会会場ご案内図

東京都港区芝公園4丁目8番1号
東京プリンスホテル パークタワー 地下2階 コンベンションホール
電話 (03) 5400-1111

(注) 「東京プリンスホテル本館」ではございませんので、
お間違えのないようご注意下さい。



(交通のご案内)

都営地下鉄三田線の芝公園駅A4出口より東エントランスまで徒歩約5分
都営地下鉄大江戸線の赤羽橋駅赤羽橋口出口より南エントランスまで徒歩約8分
〔ご参考 都営地下鉄大江戸線、浅草線の大門駅A6出口より徒歩約13分〕
〔JR山手線、京浜東北線の浜松町駅北口より徒歩約15分〕

※各エントランスから株主総会会場まで更に3～5分程度を要しますので、時間に
余裕を持ってお越し下さい。

※会場周辺道路の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。